

外務省・北九州商工会議所主催
EPA(経済連携協定)活用セミナー

日本のEPA・FTAについて

平成 25 年 2 月 6 日

外務省経済局 南東アジア経済連携協定交渉室長

別所 健一

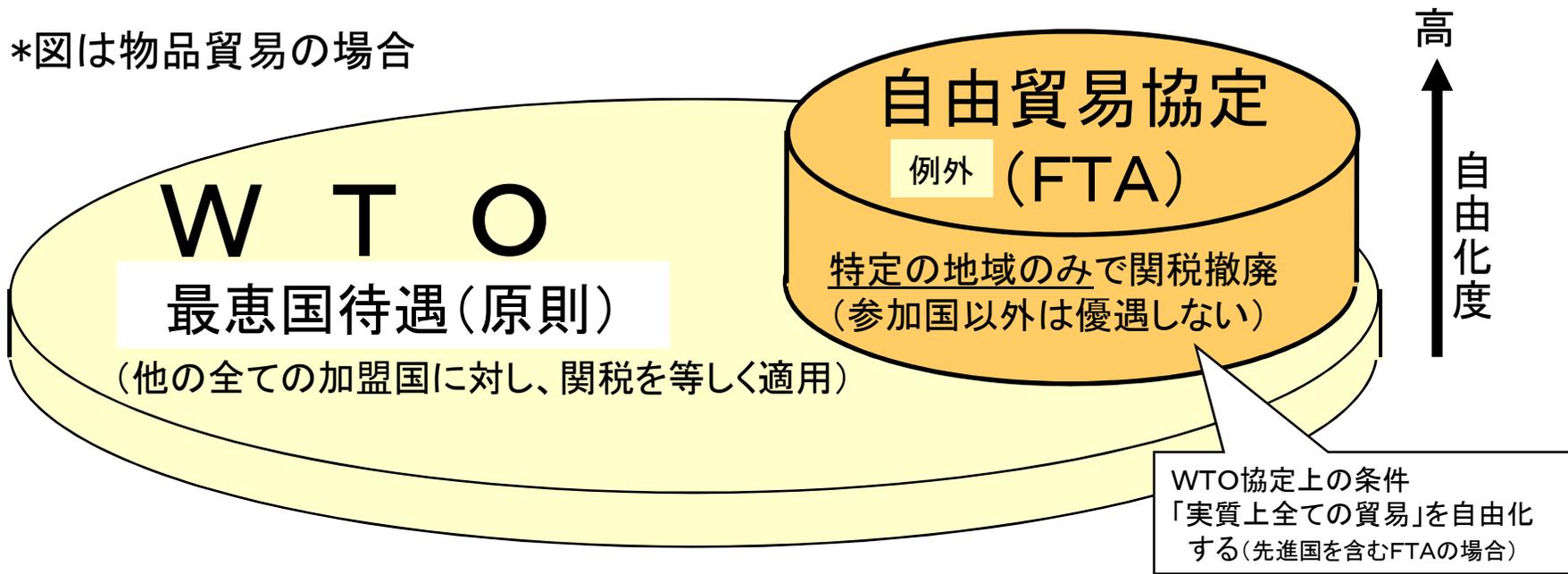
目 次

1. EPA／FTAとは何か	… 1
2. 日本のEPA政策	… 6
3. TPP	…12
4. アジアにおける経済連携と日本	… 15
(参考資料)	… 25
日EU・EPA交渉	

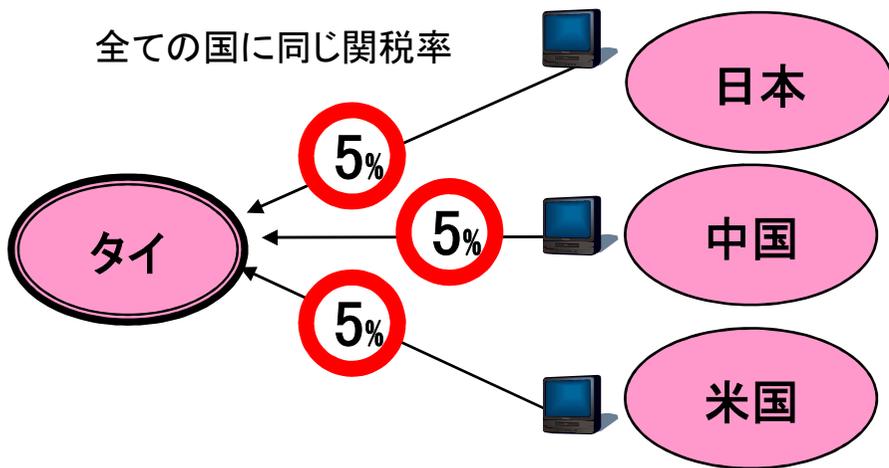
1. EPA/FTAとは何か

WTO(世界貿易機関)とFTA(自由貿易協定)の関係

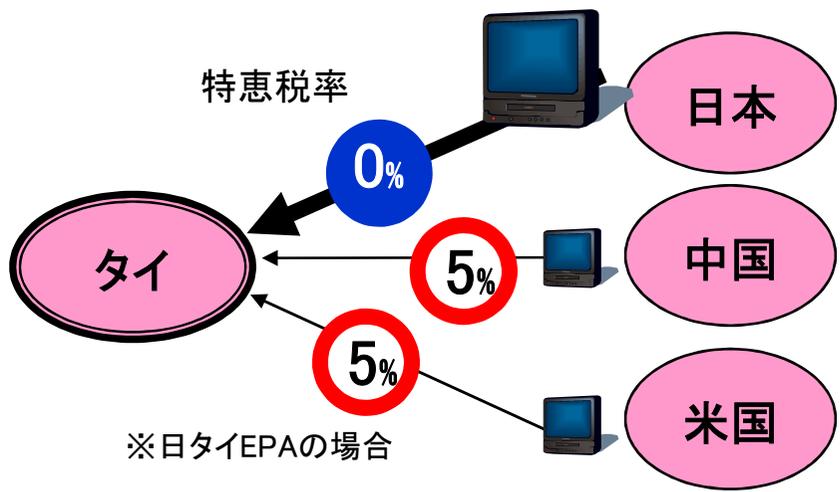
*図は物品貿易の場合



WTOにおける原則



FTAを結んだ場合



TPP交渉で扱われる分野

- ・ TPP協定交渉では21の分野が扱われている。
- ・ そのうち、我が国がこれまでの投資協定・経済連携協定において独立の分野として扱ったことがないのは「環境」、「労働」、「分野横断的事項」の3分野。

<p>(1) 物品市場アクセス (作業部会としては、農業、繊維・衣料品、工業)</p> <p>物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。</p>		<p>(2) 原産地規則</p> <p>関税の減免の対象となる「締約国の原産品(＝締約国で生産された産品)」として認められる基準や証明制度等について定める。</p>		<p>(3) 貿易円滑化</p> <p>貿易規則の透明性の向上や貿易手続きの簡素化等について定める。</p>		<p>(4) SPS(衛生植物検疫)</p> <p>食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。</p>		<p>(5) TBT(貿易の技術的障害)</p> <p>安全や環境保全等の目的から製品の特質やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。</p>	
<p>(6) 貿易救済(セーフガード等)</p> <p>ある製品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該製品に対して、一時的にとることのできる緊急措置(セーフガード措置)について定める。</p>		<p>(7) 政府調達</p> <p>中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手續等のルールについて定める。</p>		<p>(8) 知的財産</p> <p>知的財産の十分に効果的な保護、模倣品や海賊版に対する取締り等について定める。</p>		<p>(9) 競争政策</p> <p>貿易・投資の自由化で得られる利益が、カルテル等により害されるのを防ぐため、競争法・政策の強化・改善、政府間の協力等について定める。</p>		<p>サービス</p> <p>(10) 越境サービス</p> <p>国境を越えるサービスの提供(サービス貿易)に対する無差別待遇や数量規制等の貿易制限的な措置に関するルールを定めるとともに、市場アクセスを改善する。</p>	
<p>サービス</p>			<p>(14) 電子商取引</p> <p>電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。</p>		<p>(15) 投資</p> <p>内外投資家の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手續等について定める。</p>		<p>(16) 環境</p> <p>貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。</p>		
<p>(11) 一時的入国</p> <p>貿易・投資等のビジネスに従事する自然人の入国及び一時的な滞在の要件や手續等に関するルールを定める。</p>	<p>(12) 金融サービス</p> <p>金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。</p>	<p>(13) 電気通信</p> <p>電気通信の分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。</p>		<p>(19) 紛争解決</p> <p>協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続きについて定める。</p>		<p>(20) 協力</p> <p>協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。</p>		<p>(21) 分野横断的事項</p> <p>複数の分野にまたがる規制や規則が、通商上の障害にならないよう、規定を設ける。</p>	
<p>(17) 労働</p> <p>貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。</p>		<p>(18) 制度的事項</p> <p>協定の運用等について当事国間で協議等を行う「合同委員会」の設置やその権限等について定める。</p>		<p>(19) 紛争解決</p> <p>協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続きについて定める。</p>		<p>(20) 協力</p> <p>協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。</p>		<p>(21) 分野横断的事項</p> <p>複数の分野にまたがる規制や規則が、通商上の障害にならないよう、規定を設ける。</p>	

譲許表の例

日・マレーシア経済連携協定

品目番号	品名	譲許率	注記
第八類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮		
〇八・〇一	ココヤシの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限り、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）		A
〇八・〇二	その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限り、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）		A
〇八〇二・一一	アーモンド		A
〇八〇二・一二	殻付きのもの		
〇八〇二・一三	殻を除いたもの		
〇八〇二・一四	ヘーゼルナット（コリユルス属のもの）		A
〇八〇二・一五	殻付きのもの		A
〇八〇二・一六	殻を除いたもの		A
〇八〇二・一七	くるみ		A
〇八〇二・一八	殻付きのもの		
〇八〇二・一九	殻を除いたもの		
〇八〇二・二〇	くり（カスターニア属のもの）		A
〇八〇二・二一	ピスタチオナット		A
〇八〇二・二二	その他のもの		A
〇八〇二・二三	びんろう子、マカダミアナット及びペカン		A
〇八〇二・二四	その他のもの		A
〇八〇三・〇〇	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限り。）		B 10
〇八・〇四	生鮮のもの		A
〇八〇四・〇一	乾燥したもの		Q
〇八〇四・〇二	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカド、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限り。）		A
〇八〇四・〇三	なつめやしの実		A
〇八〇四・〇四	いちじく		A
〇八〇四・〇五	パイナップル		A
〇八〇四・〇六	アボカド		A
〇八〇四・〇七	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン		A
〇八〇五・〇一	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限り。）		
〇八〇五・〇二	オレンジ		B 15
〇八〇五・〇三	毎年六月一日から同年一月三〇日までに輸入されるもの		B 15
〇八〇五・〇四	毎年二月一日から翌年五月三十一日までに輸入されるもの		B 15
〇八〇五・〇五	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウイルクィングその他これらに類するかんきつ類の交雑種		B 15
〇八〇五・〇六	グレープフルーツ		B 7
〇八〇五・〇七	レモン（キトルス・リモン及びキトルス・リモナム）及びライム（キトルス・アウラントイフォリア及びキトルス・ラティフォリア）		B 15
〇八〇五・〇八	その他のもの		A
〇八〇五・〇九	ライム（キトルス・アウラントイフォリア及びキトルス・ラティフォリアを除く。）		A
〇八〇六・〇一	その他のもの		A
〇八〇六・〇二	ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限り。）		B 15
〇八〇六・〇三	生鮮のもの		A
〇八〇六・〇四	毎年三月一日から同年一月三十一日までに輸入されるもの		B 10
〇八〇六・〇五	毎年十一月一日から翌年二月末日までに輸入されるもの		B 7
〇八〇六・〇六	乾燥したもの		A

ビジネス環境の整備に関する小委員会の活用

日本のEPAは、ビジネス環境の整備に関する小委員会を設置 → 企業の問題解決を支援

ビジネス環境の整備(経済関係の緊密化)に関する小委員会とは？

- 進出先で企業が直面する様々な問題について、両国政府代表者に加え、民間企業代表者(招請による)も参加し、相手国政府関係者と直接議論、改善を要請。
- 日本のほとんどのEPAにビジネス環境の整備／経済関係の緊密化に関する小委員会を設置。

(注)含まれていないのは、日シンガポールEPA、日タイEPA、日ASEAN・EPAのみ

これまでの開催例

日マレーシアEPAビジネス環境整備に関する小委員会(発効後5回開催)

出席者:(日本側)日本政府より外務省、経済産業省、在マレーシア日本国大使館、JETROクアラルンプール・センター、マレーシア日本人商工会議所、日本マレーシア経済協議会

(マレーシア側)マレーシア政府等

日本側からの主な要望事項: インフラ整備(電力品質の向上、ガス供給不足の改善)、模倣品対策、治安の向上、マレーシア行政手続の円滑化や透明性の向上、など

具体的成果の例

日本の医療機器承認／認証制度の同等性認証(日メキシコEPA)

ビジネス環境の整備に関する小委員会の枠組を活用し相手国政府に働きかけ

↓

2012年2月 メキシコ政府は、医療機器について、日本の薬事法に基づく医療機器承認/認証制度とメキシコの衛生登録制度の同等性を一方的に認める。これにより、日本で認可を得た医療機器については、メキシコでの登録手続を簡素化

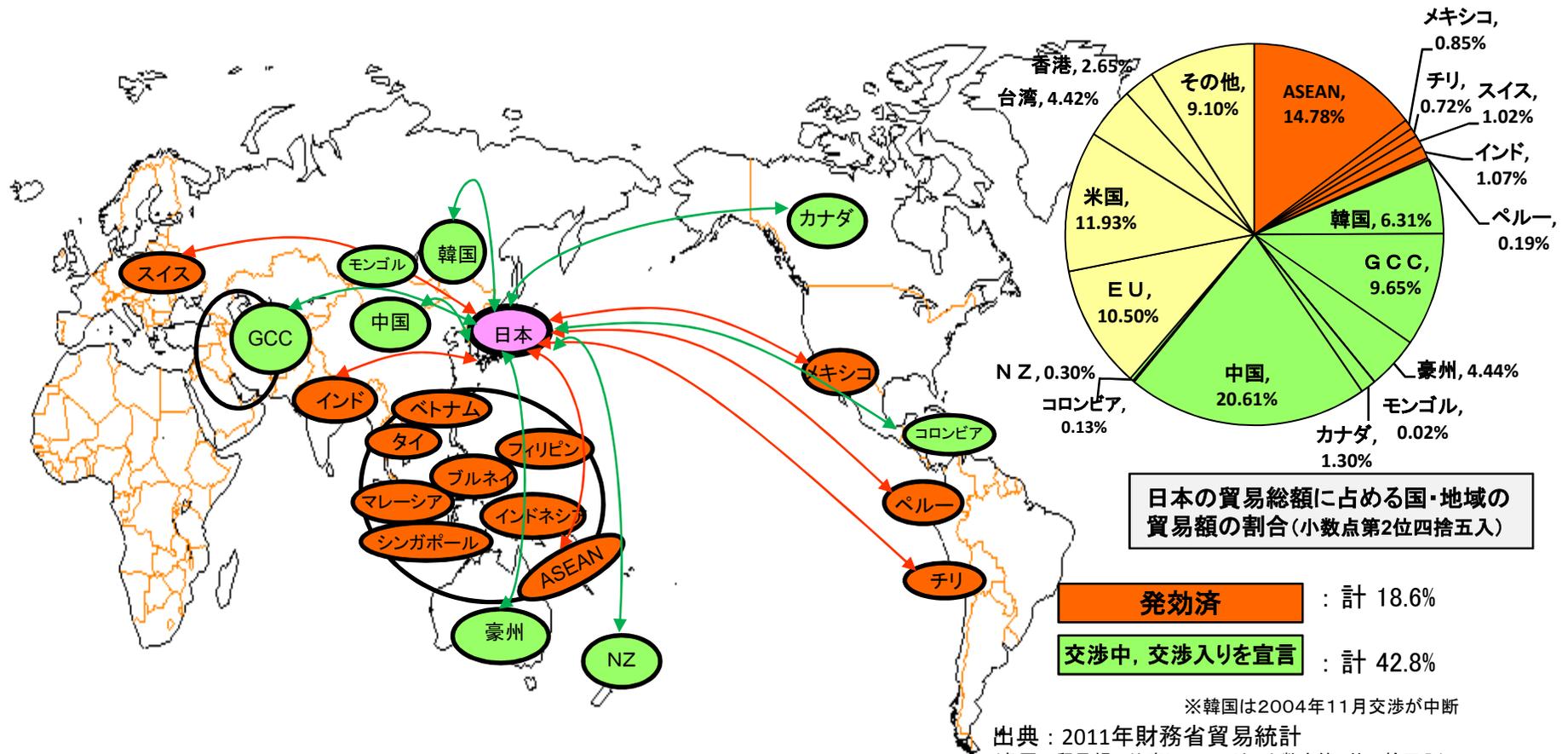
↓

メキシコにおける日本の医療機器導入の円滑化に期待

2. 日本^のEPA政策

我が国の経済連携(EPA)の取組み

- ・ASEAN諸国を中心に13カ国・地域とのEPAが発効。
- ・貿易額に占める割合は18.6%。(米:38%, 韓:35%, EU:32%)



※GCC: 湾岸協力理事会(Gulf Cooperation Council)
 (アラブ首長国連邦, バーレーン, サウジアラビア, オマーン, カタール, クウェート)
 ※日中韓FTA及びRCEP(東アジア地域包括的経済連携協定)は交渉立上げを宣言。

EPA・FTA交渉等の現状(TPPを除く)

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
豪州			11月	12月	4月 交渉開始				11月 日豪首会談 12月 第13回交渉会合	2月 第14回交渉会合 4月 第15回交渉会合 6月 第16回交渉会合	第17回交渉会合(時期未定)
ASEAN全体 (AJCEP)				交渉	物品貿易等が妥結	発効		サービス章・投資章の継続交渉開始		3月, 10月 合同委員会	
モンゴル								6月 共同研究開始	3月 共同研究完了	3月 日モンゴル首脳会談(交渉開始することで一致) 同月 交渉準備会合 6月 第1回交渉会合 12月 第2回交渉会合	第3回交渉会合(時期未定)
カナダ									3月 共同研究開始	3月 共同研究完了 同月 日加首脳会談(交渉開始することで一致) 7月 交渉準備会合 11月 第1回交渉会合	
コロンビア								9月 日コロンビア首脳会談(共同研究の立ち上げに合意) 11月 共同研究開始		7月 共同研究完了 9月 日コロンビア首脳会談(交渉開始することで一致) 12月 第1回交渉会合	第2回交渉会合(時期未定)
日中韓								5月 共同研究開始	5月 日中韓サミット 11月 日中韓首脳会議 12月 共同研究完了	【参考:3月 日中韓投資協定大筋合意】 5月 日中韓サミット(年内の交渉開始で合意) 11月 日中韓経済貿易大臣会合(交渉開始を宣言)	2月下旬 事務レベル協議 3月上旬~4月上旬 第1回交渉会合
東アジア地域包括的経済連携(RCEP※)								9月 CEPEA※及びEAFTA※について原産地規則等の作業部会で政府間での議論開始	11月 ASEAN関連首脳会議(CEPEA及びEAFTAの提案をふまえRCEPの枠組みを採決、「物品貿易」、「サービス貿易」、「投資」の3作業部会を設置)	4月 ASEAN首脳会議(ASEAN諸国は年内にRCEPの交渉立ち上げを目指すことで合意) 8月 ASEAN関連経済大臣会合 11月 ASEAN関連首脳会議(交渉立ち上げを宣言)	2013年 交渉開始
EU								4月 日EU定期首脳協議 共同検討作業の開始で合意(日本政府・欧州委員会間で実施)	5月 日EU定期首脳協議(交渉のためのプロセス開始につき合意) 11月 日EU首脳協議	7月 交渉の大枠を定めるスコーピング作業の終了を受け、欧州委員会が交渉権限(マנדート)案につき、理事会(EU加盟国)の承認を求めることを決定。 11月 外務理事会が欧州委のマנדートを採択。	速やかな交渉開始に向けて、欧州委員会との間で準備を進める
トルコ										7月 共同研究の立ち上げに合意 11月 共同研究第1回会合	共同研究第2回会合(時期未定)
韓国								9月 交渉再開に向けた局長級事前協議 12月 日韓ハイレベル経済協議(次官級)	5月 第2回局長級事前協議 10月 野田総理訪韓(交渉再開に必要な実務的作業を本格的に行うことで一致)		
GCC(※)											

2004年11月
交渉中断

GCC側がFTA政策
全体の見直しを始めたため、交渉を延期

※ GCC=湾岸協力理事会: サウジアラビア、カタール、クウェート、アラブ首長国連邦、バーレーン、オマーンで構成。

各国のEPA/FTAの進捗状況

- 日本が主要貿易相手国(米国、EU)とのEPA/FTAの取組が遅れているのに対し、韓国はこれらの国とのEPA/FTAを積極的に推進。
- 日本のFTA比率が19%であるのに対し、韓国は35%、米国38%、EU32%。

※1 米国はTPP交渉の枠組でこれらの国と交渉中。

※2 EUのFTA比率は域外貿易に限ると31.5%、域内貿易を含むと78%となる。

※3 日本は、下記のとおり、2012年9月、コロンビアと交渉を開始。また、2012年11月、日中韓FTA及びRCEP(東アジア地域包括的経済連携協定)の交渉立上げを宣言。

EPA/FTA取組状況: △ 交渉中又は交渉入りを宣言、○ 署名済み、◎ 発効済み

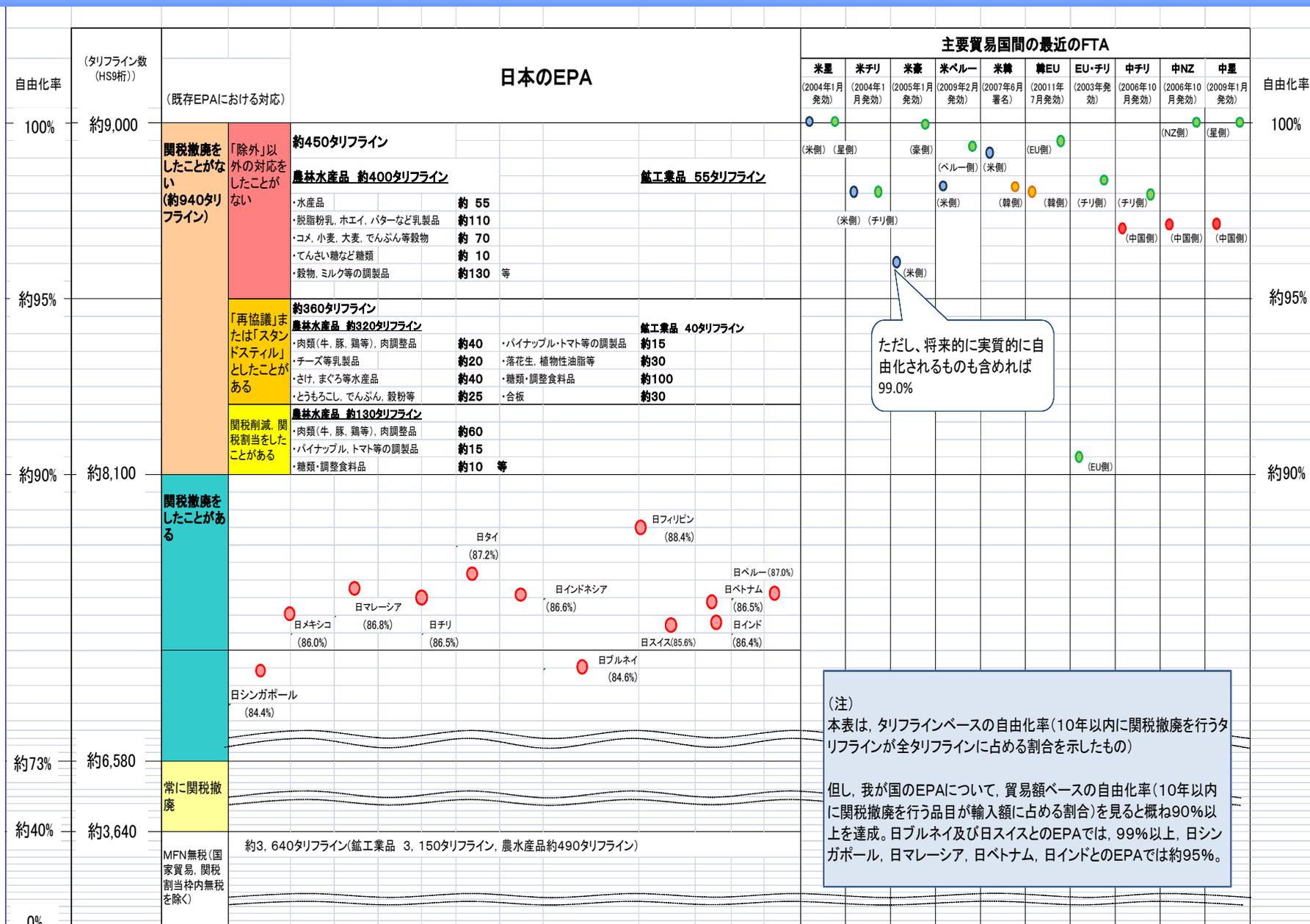
FTA比率: FTA相手国(発効国及び署名済国)との貿易額が貿易総額に占める割合

	EPA/FTAの数 (発効・署名済)	FTA比率	日本	韓国	中国	米国	EU	ASEAN		インド	豪	NZ	カナダ	メキシコ	チリ	ペルー	スイス	GCC	モンゴル
								各国との個別の取組											
日本 ※3	13	19%		△ (中断中)	△		(△)	◎	7カ国と発効済	◎	△	△ (RCEP)	△	◎	◎	◎	◎	△ (延期)	△
韓国	10	35%	△ (中断中)		△	◎	◎	◎	1カ国と発効済	◎	△	△	△	△	◎	◎	◎ EFTA	△	
中国	9	19%	△	△				◎	1カ国と発効済	△	△	◎			◎	◎	△	△	
米国	14	38%		◎					1カ国と発効済 3カ国と交渉中 ※1		◎ ※1	◎ ※1	◎ NAFTA ※1	◎ NAFTA ※1	◎ ※1	◎ ※1		◎ バーレーン、オマーン	
EU ※2	28	32% (域内含むと78%)		◎				△ (中断中)	2カ国と交渉中	△			△	◎	◎	○ (仮署名)	◎	△	

出典:財務省貿易統計(2011年)

IMF Direction of Trade Statistics (November 2011) ※リヒテンシュタイン・アンドラはデータなし。数字は小数点第二位四捨五入。

日本のEPAと米・EU等のFTAの自由化率(注)比較

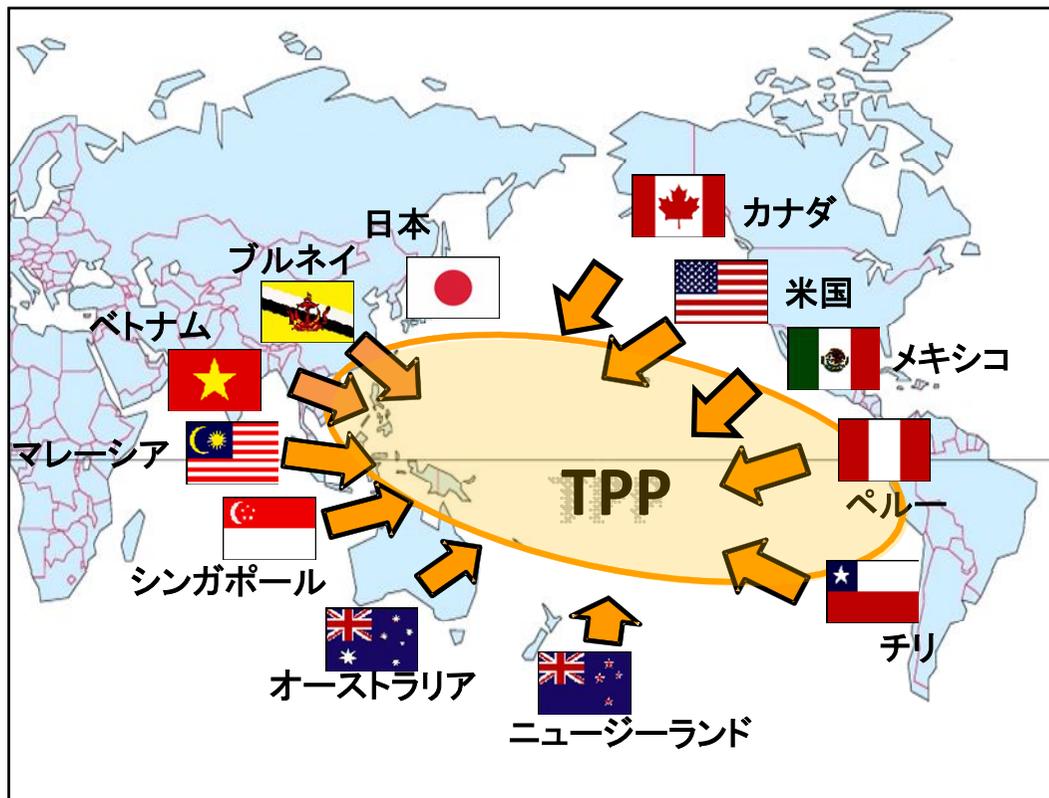


日ASEAN経済連携協定合同委員会(2011/12/01)



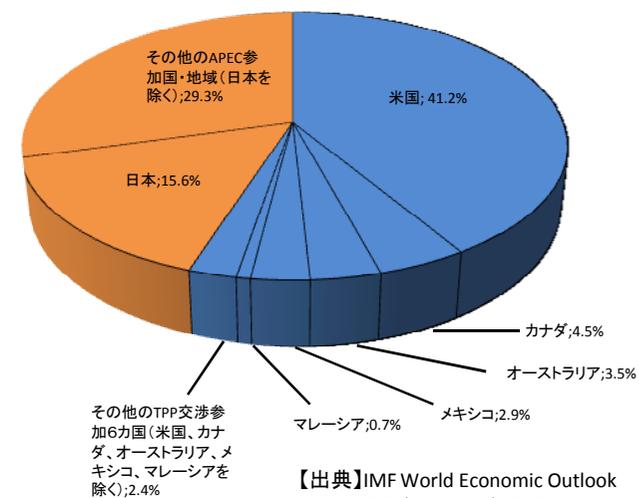
3. TPP

環太平洋パートナーシップ(TPP)協定①



APEC全体のGDPにTPP交渉参加国が占める割合(2010年)

■ TPP交渉参加国 : 55.2%
 ■ その他のAPEC参加国・地域 : 44.8%



- 2006年 シンガポール、NZ、チリ、ブルネイから成る「P4」が発効。
- 2008年 9月 米国が交渉開始意図表明。
- 2010年 3月 米、豪、ペルー、越を加え8カ国で交渉開始。
 同 10月 マレーシアが交渉参加。計9カ国に。
- 2011年 11月 日本、カナダ、メキシコが交渉参加に向けた協議開始の意向表明。
- 2012年 10月 メキシコ、カナダが交渉参加。計11カ国に。

※タイ、フィリピン、台湾等の国・地域も関心を示しており、中国もTPPについて「開放的な態度」とし、将来的な参加の可能性を排除していない。

環太平洋パートナーシップ(TPP)協定②

TPPの基本的考え方

1. 高い水準の自由化が目標

アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)に向けた道筋の中で実際に交渉中のものであり、アジア太平洋地域における高い水準の自由化が目標。

※ 物品市場アクセスの交渉対象については、全ての品目を自由化交渉の対象としてテーブルに乗せなければいけないとされているが、最終的な関税撤廃の原則については定かではなく、センシティブ品目の扱いは交渉分野全体のパッケージの中で決まるとされている。

2. 非関税分野や新しい分野を含む包括的な協定

FTAの基本的な構成要素である物品市場アクセス(物品の関税の撤廃・削減)やサービス貿易のみではなく、非関税分野(投資, 競争, 知的財産, 政府調達等)のルール作りのほか, 新しい分野(環境, 労働, 「分野横断的事項」等)を含む包括的協定として交渉されている。

交渉日程及び目標

交渉日程

2010年	3月	第1回会合(於: 豪州)
		P4協定(環太平洋戦略的経済連携協定)加盟の4カ国(シンガポール, NZ, チリ, ブルネイ)に加えて, 米, 豪, ペルー, ベトナムの8カ国で交渉開始。
	6月	第2回会合(於: 米国)
	10月	第3回会合(於: ブルネイ)
		マレーシアが新規参加
	12月	第4回会合(於: NZ)
2011年	2月	第5回会合(於: チリ)
	3月	第6回会合(於: シンガポール)
	6月	第7回会合(於: ベトナム)
	9月	第8回会合(於: 米国)
	10月	第9回会合(於: ペルー)
	12月	第10回会合(ミニラウンド)(於マレーシア)
2012年	3月	第11回会合(於: 豪州)
	5月	第12回会合(於: 米国)
	7月	第13回会合(於: 米国)
	9月	第14回会合(於: 米国)
	10月	メキシコ・カナダが新規参加
	12月	第15回会合(於: NZ)
2013年	3月4~13日	第16回会合(於: シンガポール)開催予定
		(その後は5月? 9月?)

目標

2010年11月

TPP協定交渉参加国首脳会合(於: 横浜APEC首脳会議)

「2011年11月のハワイAPEC首脳会議までの交渉妥結を目指す」ことで一致。

2011年5月

TPP協定交渉参加国閣僚会合共同声明(於: 米国モンタナAPEC貿易大臣会合)

「11月に交渉の大まかな輪郭を固めるとの目標を表明。」

2011年11月

TPP首脳会議(於: ハワイ・ホノルル)

協定の「大まかな輪郭」に合意。

野心的な目標としつつ, 2012年中に協定を完成させるよう指示(オバマ大統領スピーチ)。

2012年6月

TPP閣僚会合(於: ロシア・カザンAPEC貿易大臣会合)

環太平洋パートナーシップ閣僚会合(於ロシア・カザン)の声明(仮訳・抜粋)

交渉担当者に対し, 次回交渉会合においてできるだけ多くの協定条文案をまとめるべく作業するよう指示した。(中略)

TPP妥結のタイミングは, 包括的で高水準な21世紀型協定に向けた交渉担当者による進展の内容により決められねばならない。(略)

2012年9月

TPP協定交渉参加国閣僚による首脳への報告書(於: ウラジオストクAPEC首脳会議)

「年内に可能な限り多くの章をまとめる決意である。」

2012年12月

第15回交渉会合(於: NZ)

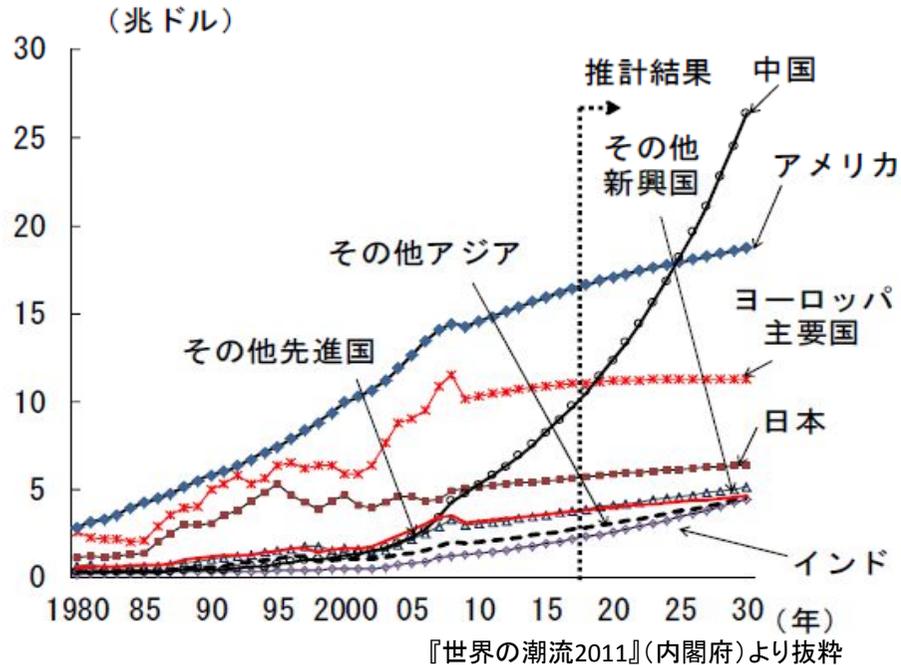
「2013年中の交渉妥結を可能とする基礎の形成に向けて進展を得ることが目標。」

4. アジアにおける経済連携 と 日本

日本の相対的地位の低下、アジアの成長

- 中長期的に、日本経済の地位は低下。一方で、国外では大きな市場が成長。
- アジアの中間層は、今後10年間で10億人増加。2020年にはアジアの個人消費の規模は我が国の4.5倍に達し、欧州を抜いて米国に並ぶ。

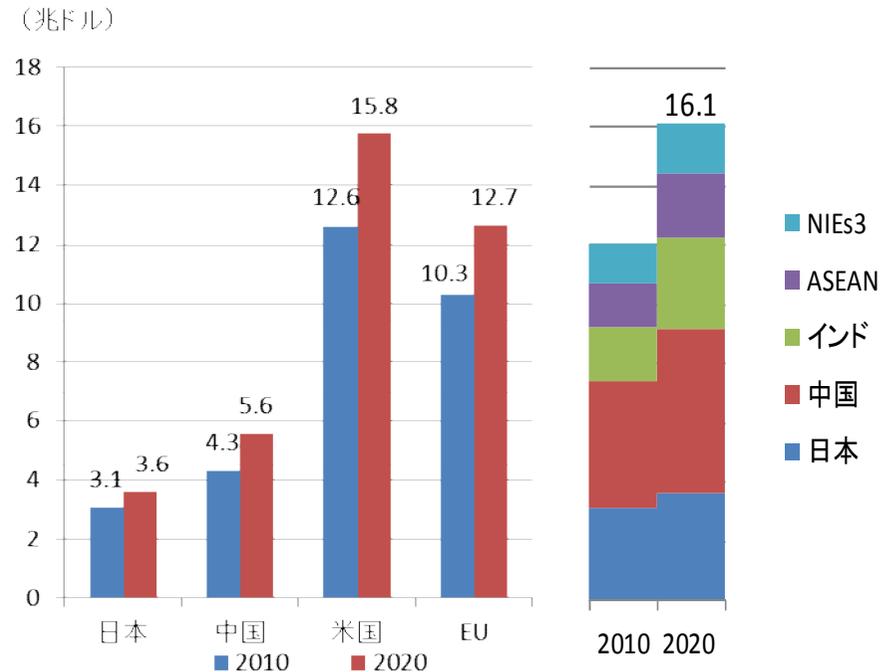
GDP(市場レートベース)の推移とシェアの変化



<GDPシェア>

日本 1990年:15%→2010年:9%→2030年:6%
 中国 2% → :9%→ 25%

アジア各国・地域の個人消費規模の見通し



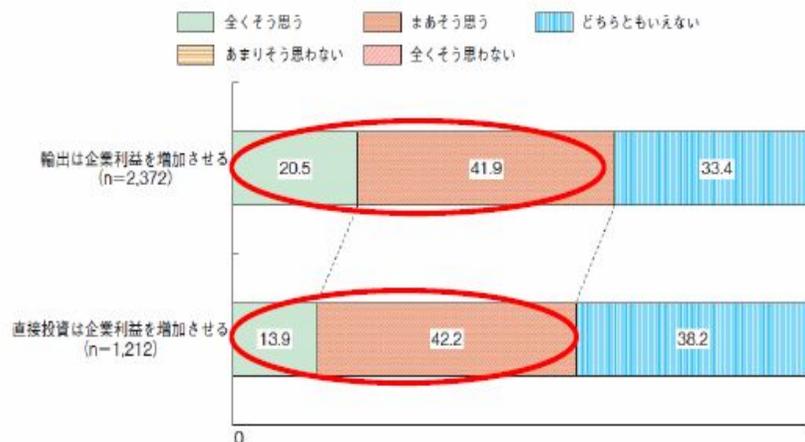
備考: 1. 名目ベース,ドル換算。
 2. ここでいうアジアは,ASEAN+日中韓+インド。
 資料: Euromonitor International2010から作成。

海外を目指す中小企業は国内雇用も伸ばす

経済産業省
作成資料

- 対外直接投資を開始した中小企業の国内雇用は増加傾向。また、輸出・海外直接投資は、増益効果をももたらしている。
- 背景には、①海外市場を開拓し、国内生産・輸出を伸ばす、②海外拠点との生産分業により、日本からの高付加価値な中間財の輸出を伸ばす、③海外の利益・配当を更なる国内研究開発・設備投資の原資とする等のビジネスモデルが存在。

海外展開の増益効果(中小企業へのアンケート)



資料：中小企業庁委託「海外展開による中小企業の競争力向上に関する調査」(2011年11月、三菱UFJリサーチ&コンサルティング)
 (注) 1. 輸出の効果については、直接輸出を行う中小企業を集計している。
 2. 直接投資の効果については、海外に販売拠点又は生産拠点を保有する中小企業を集計している。

出所：経済産業省「2012年版中小企業白書」

海外直接投資開始企業の国内従業員数(中小企業) (2002年度に投資開始)



資料：経済産業省「企業活動基本調査」再編加工
 (注) 1. ここでいう直接投資とは、海外に子会社又は関連会社を保有することをいう。子会社及び関連会社の定義は、コラム2-2-2回を参照。
 2. 1995～2009年度のパネルデータを使用している。
 3. 国内従業員数=従業員数合計-海外従業員数

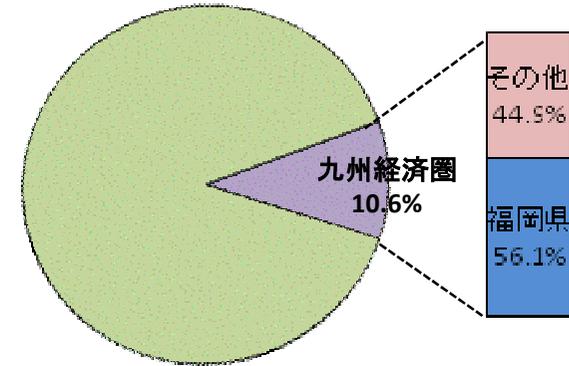
出所：経済産業省「2012年版中小企業白書」

九州経済圏※からの輸出は

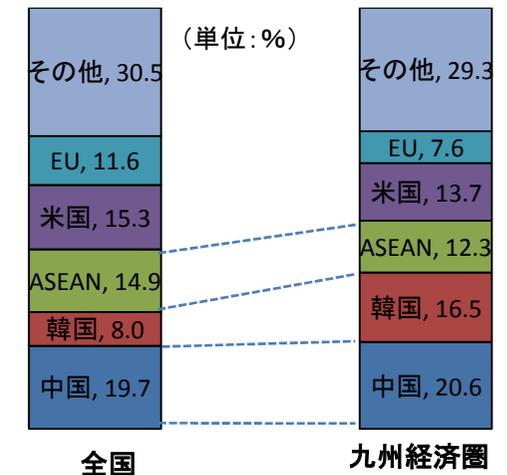
※ 門司・長崎・沖縄地区税関管轄の九州全県(福岡、大分、佐賀、宮崎、長崎、熊本、鹿児島)、山口県及び沖縄の合計

- 輸出の5割以上が福岡県
(図1)
- 韓国向け輸出の割合が全国の2倍
(図2)
- 輸送用機器(自動車、船舶)、鉄鋼、有機化合物の占める割合が全国の1.5~2倍。

<図1 日本の輸出における九州経済圏>



<図2 地域別輸出:全国と九州経済圏の比較>



EPAの活用の余地あり



日中韓FTAやRCEP(東アジア地域包括的経済連携)の交渉に期待

日中韓FTA交渉

日中韓FTAを巡る経緯と今後の予定

2003年～09年	民間共同研究実施。
2009年10月	日中韓サミットにて、産官学共同研究の立上げを目指すことで意見が集約。
2011年12月	第7回共同研究会合(於:韓国・平昌)において、共同研究を終了。
2012年5月	日中韓サミット(於:北京)において、日中韓FTAの年内の交渉開始につき一致。
2012年6月～9月	交渉開始に向けた準備のため、3回に亘る事務レベル会合を開催し、実務的な協議を終了。
2012年11月	ASEAN関連首脳会議の機会に開催された日中韓経済貿易担当大臣会合(於:プノンペン)において、 <u>日中韓FTA交渉の開始を宣言</u> 。
(以下予定)	
2013年2月	日本において第1回交渉会合に向けた準備会合を開催予定。
2013年3月下旬 ～4月上旬	韓国において第1回交渉会合を開催予定。

(参考)共同研究の提言

<提言>

●将来の日中韓FTA交渉に適用される、以下の4つの指針的原則を提言する。

日中韓FTAは包括的且つ高いレベルのFTAとなることを目指すべき

日中韓FTAはWTOルールに整合的であるべき

日中韓FTAは相互主義と互惠に基づくバランスのとれた成果とウィン・ウィン・ウインの状況を目指すべき

日中韓FTA交渉は、各国のセンシティブ分野に対し然るべく配慮しつつ、建設的且つ積極的に行われるべき

考え得る主なメリット

●我が国にとって主要な貿易相手国である中国(第1位、約21%)及び韓国(第3位、約6%)を相手とするFTAになる。3か国のGDP及び貿易額は、世界全体の約2割、アジアの約7割を占める。アジア太平洋地域の取り込みは、我が国が経済成長を維持・増進していくためにも不可欠。

●包括的かつ高いレベルのFTAが目指されており、我が国にとって主要な輸出品の関税引き下げが期待される。

(注:主要品目の関税率は、例えば中国では乗用車は25%、液晶デバイスは5~12%、工作機械は9.7%、韓国では板ガラスは8%、ギヤボックス・同部品は8%、化学品・調整品は5~6.5%。)

●我が国企業の活動の支援やアジア太平洋地域におけるルール作りに貢献。

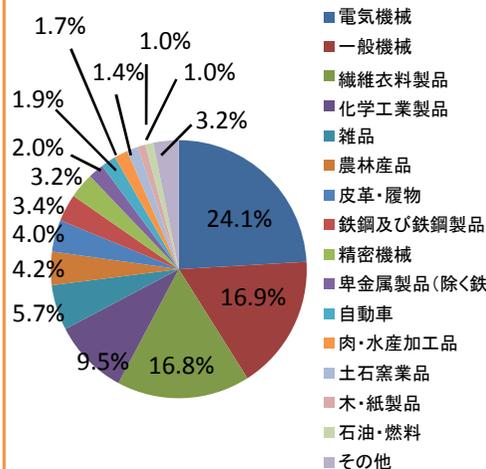
●アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の実現に寄与し、幅広い三国間協力を発展させる。

(参考)貿易構造

日中貿易構造

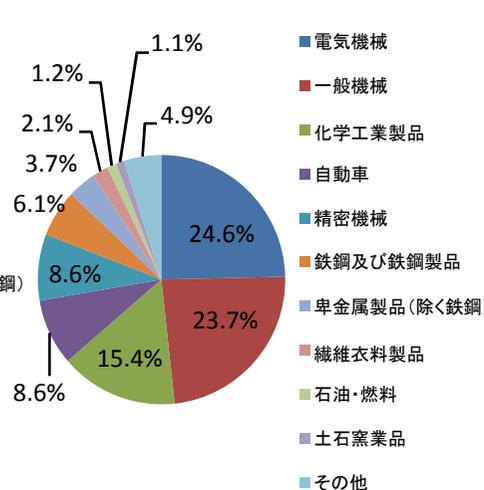
中国→日本(2011年)

対中輸入総額 約14兆6,419億円



日本→中国(2011年)

対中輸出総額 約12兆9,022億円

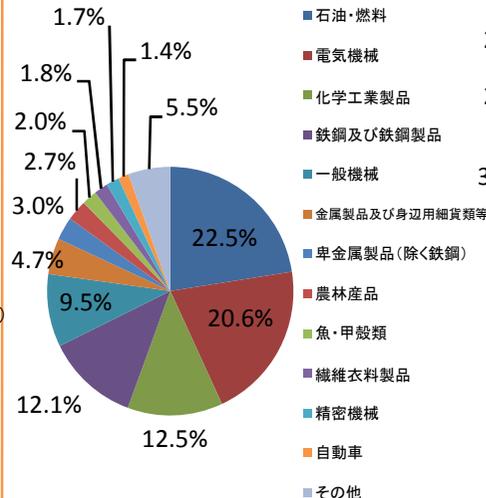


出所:GTA(2011年)、右図は財務省貿易統計(2011年)

日韓貿易構造

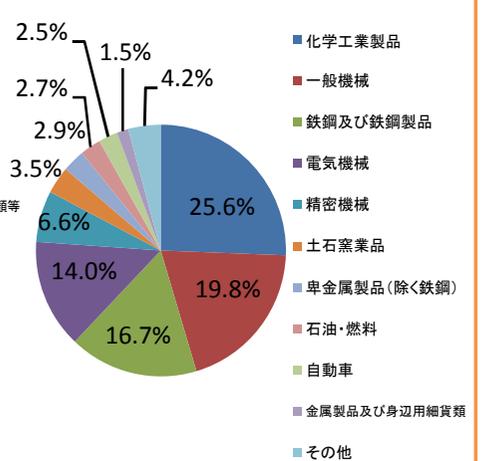
韓国→日本(2011年)

対韓輸入総額 約3兆1,701億円



日本→韓国(2011年)

対韓輸出総額 約5兆2,691億円



出所:左図はGTA(2011年)、右図は財務省貿易統計(2011年)

東アジア地域包括的経済連携(RCEP)交渉

RCEP(アールセップ)とは

- ▶東アジア地域包括的経済連携(Regional Comprehensive Economic Partnership)の略。
- ▶ASEAN10か国(ブルネイ, カンボジア, インドネシア, ラオス, マレーシア, ミャンマー, フィリピン, シンガポール, タイ, ベトナム)+6か国(日本, 中国, 韓国, オーストラリア, ニュージーランド, インド, 以下「FTAパートナー諸国」)が交渉に参加する広域経済連携。



RCEPを巡る経緯と今後の予定

我が国が提唱してきた東アジア包括的経済連携(CEPEA; ASEAN+6)と, 中国が提唱してきた東アジア自由貿易圏(EAFTA; ASEAN+3)が併存。双方について, これまで, 民間研究, 政府間の検討作業を実施。

- 2011年11月 ASEAN首脳は, 両構想を踏まえ, ASEANとFTAを締結しているFTAパートナー諸国とのRCEPを設立するためのプロセスを開始することで一致。
- 2012年 4月 ASEAN首脳は, 本年11月の交渉立上げを目指すことで一致。
- 2012年 8月 ASEAN諸国とFTAパートナー諸国の経済大臣会合が開催され, 本年11月の交渉立上げを首脳に提言するため, 交渉の基本指針及び目的にかかる文書(「RCEP交渉の基本指針及び目的」)を採択。
- 2012年11月 ASEAN関連首脳会議のRCEP交渉立上げ式において, ASEAN諸国とFTAパートナー諸国の首脳は, RCEP交渉立上げを宣言。

(以下予定)

- 2013年早期 交渉会合の開催を予定。

日本にとってのRCEPの意義(考え得る主なメリット)

- RCEPが実現すれば、人口約34億人(世界全体の約半分)、GDP約20兆ドル(世界全体の約3割)、貿易総額10兆ドル(世界全体の約3割)を占める広域経済圏が出現。アジア太平洋地域の取り込みは、我が国が経済成長を維持・増進してために不可欠。
- 既存のASEAN+1を超える水準【参考1】でかつ広域のFTAが実現することで、参加国間における貿易・投資が更に促進されるとともに、地域におけるサプライチェーンの拡大等に寄与。
- 物品貿易(関税削減等)に加えサービス貿易, 投資, 知的財産等が含まれる【参考1】ため, 非関税分野での我が国企業の活動を支援, 地域におけるルール作りに貢献。
- アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の実現に寄与。

【参考1】「RCEP交渉の基本指針及び目的」の主なポイント

◆交渉範囲

物品貿易, サービス貿易, 投資, 経済及び技術協力, 知的財産, 競争, 紛争解決及びその他の事項を含む。

◆約束水準

参加国の個別のかつ多様な事情を認識しつつ, 既存のASEAN+1FTAよりも相当程度改善した, より広く, 深い約束がなされる。

◆物品貿易交渉

交渉は参加国の既存の自由化レベルを基礎として, 高いレベルの関税自由化の達成を目指す。

◆サービス貿易交渉

サービスの全ての分野を交渉の対象とし, WTOと整合的な形で包括的で質の高い協定を目指す。

◆投資交渉

促進, 保護, 円滑化, 自由化の4本柱を含む。

◆交渉スケジュール

2013年早期に交渉を開始し, 2015年末までに交渉を完了させることを目指す。

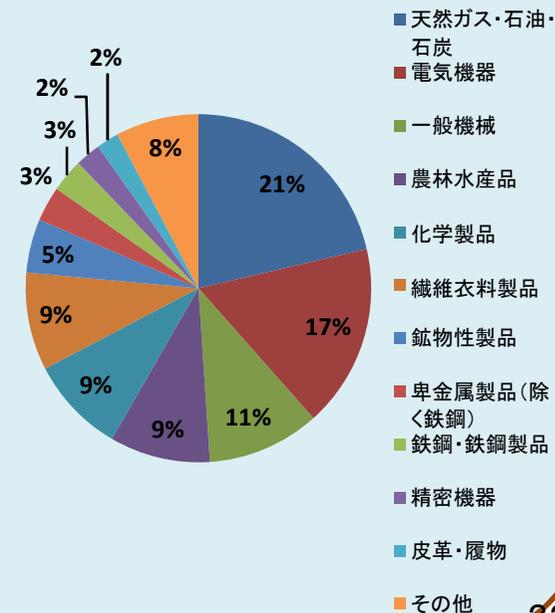
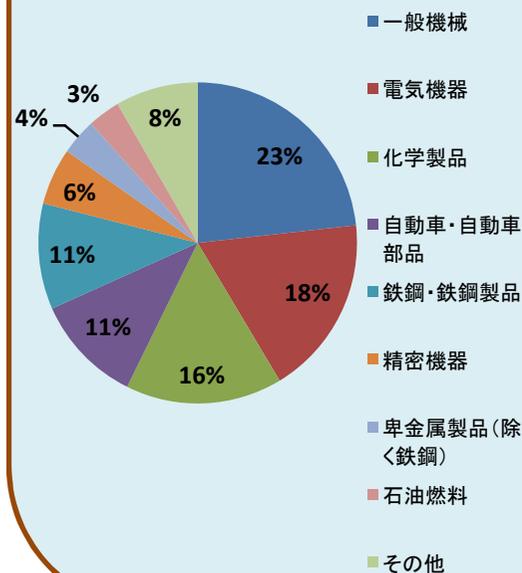
◆参加国

交渉参加国は, ASEAN諸国及びFTAパートナー諸国。交渉完了後は16か国以外も加わりうる。

【参考2】日本と交渉参加国(ASEAN, 中, 韓, 豪, NZ, 印)の貿易構造

日本→交渉参加国(2011年)
輸出総額 約29兆1971億円

交渉参加国→日本(2011年)
輸入総額 約32兆5186億円

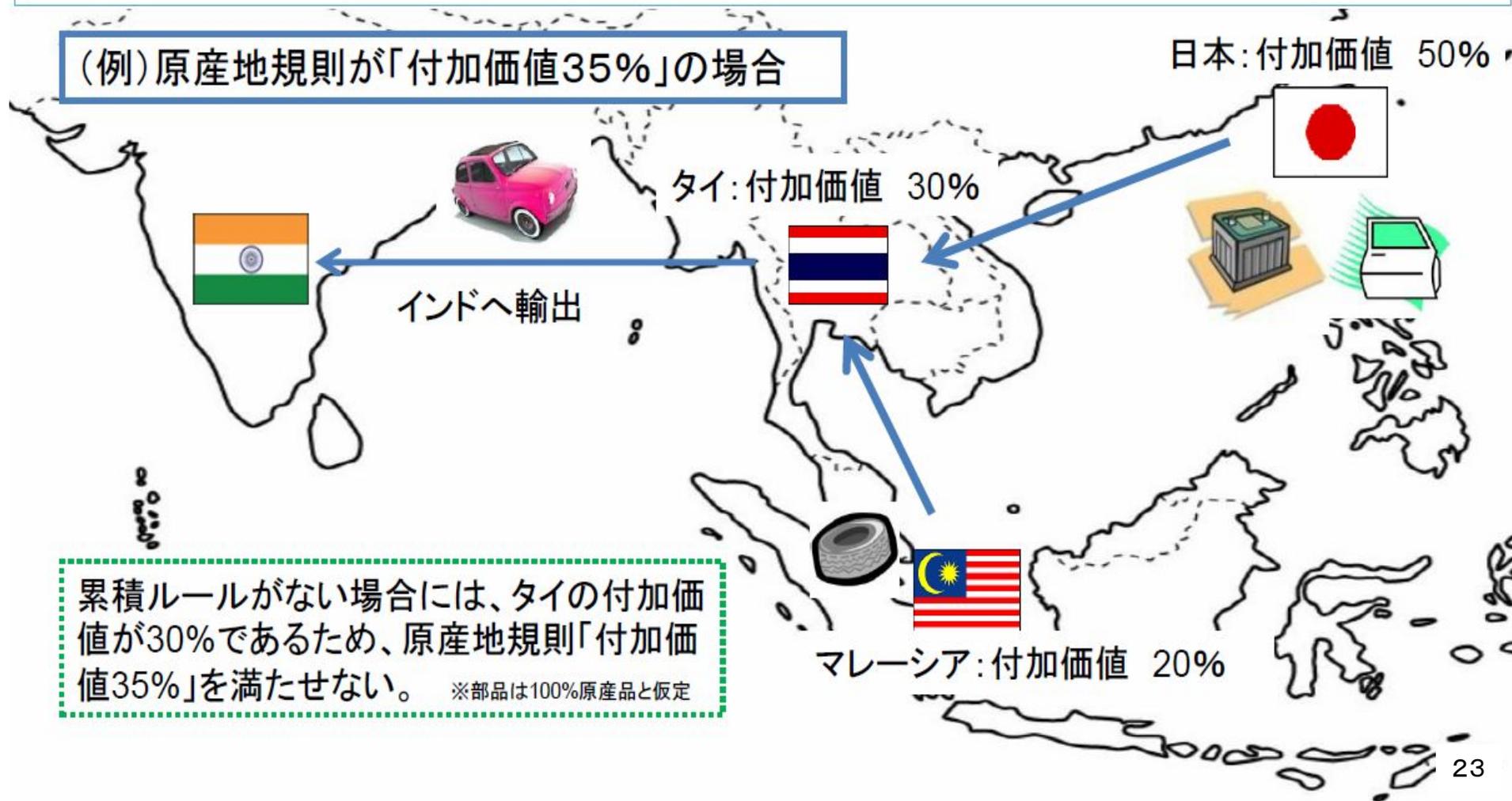


FTAの広域化:最適なサプライチェーンの構築

経済産業省
作成資料

- 生産工程の分業が進むと、1カ国で原産地規則を満たすことが困難になる。
- 広域FTAであるRCEPにおいて、複数の締約国における付加価値・工程の足し上げを可能にするルールが実現すれば(「累積ルール」)、より多様な生産ネットワークに対してFTAを活用することが可能となり、最適な生産配分・立地戦略の実現が可能になる。

(例)原産地規則が「付加価値35%」の場合



東アジアにおけるサプライチェーンの高度化

活用事例①電機・電子機器メーカー

- ・東アジア全域に生産・販売ネットワークを展開し、部品・完成品を融通。
- ・社内に「FTA活用推進プロジェクト」を立ち上げるなど、EPAの利用体制を整備。日本のEPAだけでなく第三国間FTAも積極的に利用。
- ・アセアン域内での売上げ約300億円のうち、関税削減メリットは約53億円。

活用事例②シートベルト・メーカー

- ・日本産の原料をタイでシートベルトに加工し、ASEAN域内、中国、インドに出荷。日タイEPA、AFTA、中アセアンFTA等、複数のFTAを利用。
- ・インド市場における競争力を高めるため、印アセアンFTAの利用も検討中。

活用事例③自動車部品メーカー

- ・日本やアセアンの機械や部品を使って、タイで自動車部品を製造。日タイEPAやAFTAを利用。
- ・日タイEPA利用による関税削減メリットは、約3,300万円（経済危機前の目標値は、約6,600万円）。

活用事例④エレベーター・メーカー

- ・日本や中国等の部品を使って、タイでエレベーターを製造。アセアン諸国、インド、中東をはじめ世界73ヶ国に出荷。日アセアンEPAやAFTAを利用。
- ・FTA利用による関税削減メリットは、約1億円。
- ・中アセアンFTA、印アセアンFTAにも関心あり。

(参考資料)

日EU・EPA(概要)

1. EUは我が国にとって重要なグローバルパートナー

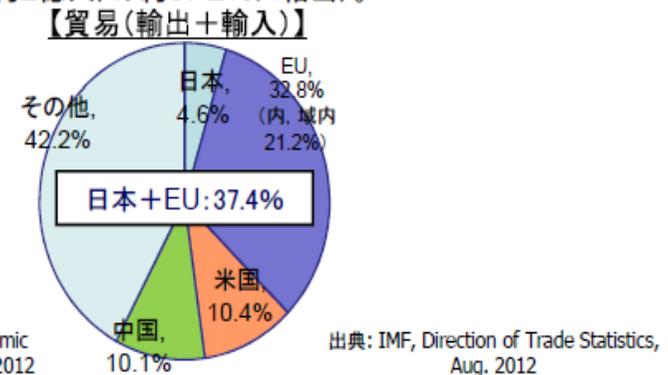
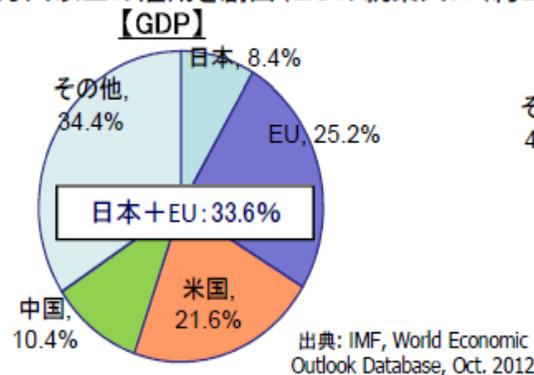
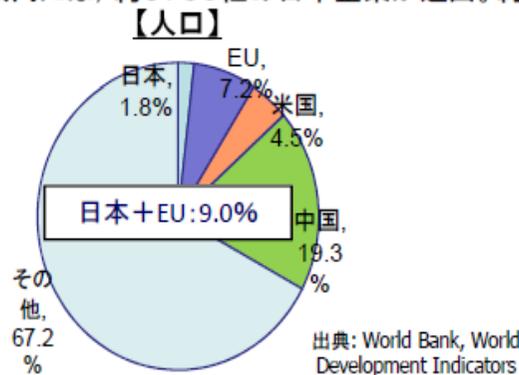
●EUは米国と並び国際社会の一極を構成

- EUは国際的なアジェンダ設定, ルール・基準策定, 世論形成に大きな影響力
- 国際的な枠組における大きなプレゼンス: 国連安保理常任理事国(英, 仏), G8(英, 仏, 独, 伊, EU)等

●EUは我が国と民主主義, 法の支配, 基本的人権といった基本的価値を共有

●EUは世界のGDPの約25%(日本の約3倍), 総人口約5億人(同約4倍)を擁する政治・経済統合体で主要貿易・投資相手

- 日EU間の貿易総額(2011年)は約14兆円。日本にとり世界第3位, EUにとり世界第7位の貿易相手。
- 日本にとってEUは世界第2位の対外投資残高を占める(2011年, 約17兆円)。EUにとって日本は世界第1位の対内投資残高を占める(2011年, 約7兆円)。
- EU域内には, 約3750社の日本企業が進出。約47万人以上の雇用を創出(EUの就業人口(約2億人)の約0.2%に相当)。



2. 日EU・EPAのメリット

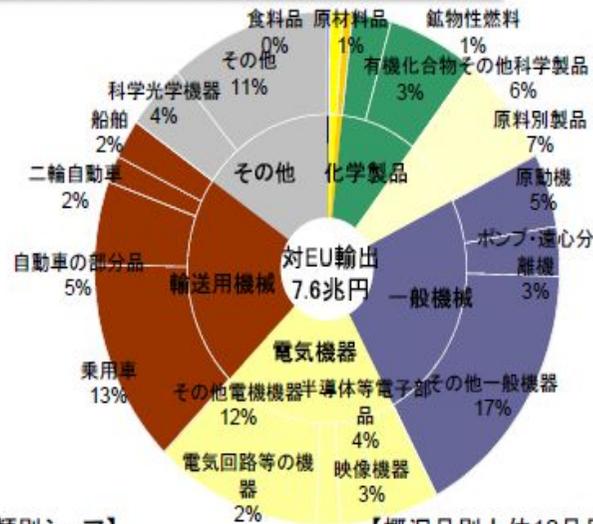
- 関税撤廃や投資ルールの整備等を通じて貿易投資を活発化し, 雇用創出, 企業の競争力強化等を含む経済成長に資する。また, EPAは日本企業の欧州市場進出を促進する。(韓EUFTAは2011年7月発効)
- 財政健全化と経済成長の両立という課題に直面する主要経済圏たる日EU間での経済的な連携を強化する。
- 新興国が台頭するグローバル経済において, 先進市場経済圏である日EUの間のFTA/EPAが実現すれば, 世界経済の安定的成長に貢献しながら, 日EUの政治・経済的地位を維持・発展させる。

3. 日EU・EPAの経緯と現状

●2011年5月の日EU定期首脳協議における「交渉のためのプロセス開始」の合意に基づき、日本政府と欧州委員会との間で、EPA交渉の大枠を定めるスコーピング作業を実施した。スコーピング作業の終了を受けて、2012年7月18日、欧州委員会は理事会(EU加盟国)に交渉権限(マンデート)を求めることを閣議決定。2012年11月29日のEU外務理事会で交渉権限(マンデート)が採択され、日EU・EPA交渉開始に向けた環境が整った。

●我が国としては、速やかな交渉の開始に向け、欧州委員会と準備を進めている。

(参考)日EU貿易構造

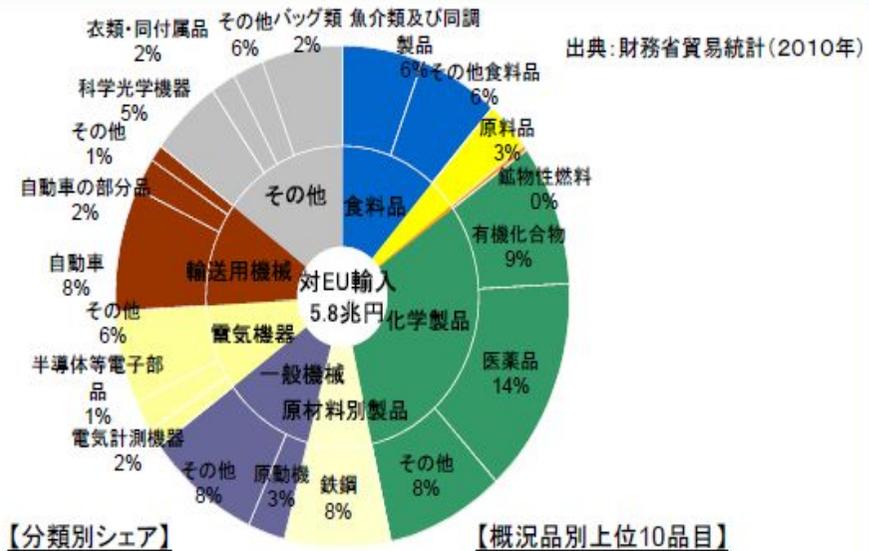


【分類別シェア】

食料品	0.2%
原料品	0.9%
鉱物性燃料	0.7%
化学製品	8.8%
原料別製品	7.2%
一般機械	24.4%
電気機器	20.2%
輸送用機器	22.3%
その他	15.3%

【概況品別上位10品目】

1 乗用車	12.9%
2 自動車の部分品	5.2%
3 原動機	4.6%
4 科学光学機器	4.2%
5 半導体等電子部品	4.0%
6 ポンプ・遠心分離機	3.1%
7 映像機器	2.8%
8 有機化合物	2.7%
9 船舶	2.5%
10 電気回路等の機器	1.7%



【分類別シェア】

食料品	11.5%
原料品	3.3%
鉱物性燃料	0.4%
化学製品	31.5%
原料別製品	7.6%
一般機械	10.7%
電気機器	9.3%
輸送用機器	11.1%
その他	14.8%

【概況品別上位10品目】

1 医薬品	14.0%
2 有機化合物	9.1%
3 自動車	7.9%
4 鉄鋼	7.6%
5 魚介類及び同調製品	5.7%
6 科学光学機器	5.1%
7 原動機	2.7%
8 バッグ類	2.2%
9 自動車の部分品	2.1%
10 電気計測機器	2.0%

●我が国の主たる関心事項は、EU側の鉱工業品等の高関税の撤廃(例:自動車10%、電子機器14%)。その実現は、欧州市場における日本製品の競争条件を改善する。また、交渉では日本企業が直面する規制上の問題など積極的に取り上げる。

●EU側の主たる関心事項は、自動車、化学品、電子機器、食品安全、加工食品、酒類、医療機器、医薬品等の分野における非関税措置への対応。日本側からは、行政刷新会議の取組等を通じ、非関税措置に取り組む意思と能力を明確にしてきた。また、政府調達分野(鉄道等)もEU側の関心事項。

御静聴ありがとうございました。